

令和8年度一般財団法人公立学校共済組合友の会

給付型奨学金支給事業 奨学生募集要項

令和7年7月16日

1 友の会の概要

一般財団法人公立学校共済組合友の会（以下「友の会」という。）は、教職員のOB・OGを会員として昭和56年に設立され、年金を始めとする共済組合の情報の提供や会員の親睦を図るなど、会員の福利の向上に努めてきたところです。

令和6年11月より、友の会は新たに、教員を目指す学生を応援するため「未来の先生応援プロジェクト」の一環として給付型奨学金支給事業を実施することとしました。

2 奨学金支給事業の目的

全国的に深刻化している教員不足の問題に鑑み、教員養成大学・学部（以下「教員養成大学等」という。）に在学し教員を目指す学生の経済的な負担を軽減するため奨学金の支給を行い、もって未来を担う教員の育成の一助となり公教育の維持・発展に寄与することを目的としています。

3 申請資格

友の会が指定する教員養成大学等（別表参照。以下「指定大学」という。）に、地域教員希望枠（以下「地域枠」という。）により令和8年度に入学した学生であること。

4 奨学金の概要

種類	金額	支給方法	支給期間	募集人数	他の奨学金
給付型 (返済不要)	月額1万円	6月ごとに本人名義の口座へ送金	在籍している期間 (最長4年間)	各都道府県 4人以内	併用可

5 申請方法及び提出書類

応募者は、友の会のホームページから「給付奨学金申請書」をダウンロードして、必要事項を記載し、指定大学に提出してください。

6 指定大学での申込受付期間

指定大学が示す受付期間（概ね令和8年4月中）

7 奨学生の決定及び通知

(1) 友の会は、指定大学の推薦に基づき奨学生の決定を行い、その結果について指定大学及び奨学生に通知します。

友の会からの通知は、令和8年6月末日までに行う予定です。

(2) 奨学生は、友の会のホームページのマイページ（上記（1）の通知書にURLを記載します。）

に受取金融機関口座等（※）を登録してください。

期限は、令和8年7月17日（金）とします。

※ 受取金融機関は、みずほ銀行に限定させていただきますのでご了承ください。みずほ銀行の口座をお持ちでない場合は、口座の開設(店舗に出向かずスマートフォンで申込可能)をお願いします(開設後お近くに店舗やATMがない場合は、スマートフォンにJ-Coin Payのアプリをダウンロードし口座と連携することでスマホから送金や支払いが可能となり便利です。)

みずほ銀行の口座開設ページはこちら



8 奨学金の支給方法

奨学金は、本人名義のみずほ銀行の口座に送金します。送金のタイミングは以下のとおりです。

区分	4月分から9月分	10月分から翌年3月分
初年度	8月	10月
翌年度以降	4月	10月

9 奨学生の報告義務等

- (1) 教員となる意思の確認を年度末に行います。意思をマイページで各自入力してください。教員となる意思を喪失した場合、将来に向かって給付奨学生の認定を取り消します。
- (2) 奨学生が大学を退学したときは、在籍した最後の月の支給分をもって奨学金の支給を停止するものとし、翌月分以降の既支給金があるときは、返還を求めます。
- (3) 奨学生が大学を卒業したものの教員とならなかった場合、あるいは学業不振等により卒業できなかった場合であっても、友の会は奨学生に奨学金の返還は求めません。また、休学期間中も支給しますが、当該奨学生に対する総支給額は、48万円を上限とします。
- (4) 他団体の給付型奨学金を受給することが決まった場合(友の会は給付型奨学金の併給を可としています。他団体が併給不可としている場合は)は、友の会に申し出ることで友の会の奨学金の受給を辞退することができます。
- (5) 奨学生は、年に数回、友の会からの求めに応じて自らの近況を報告してください。報告内容を友の会の広報宣伝に利用する場合があります。
- (6) 奨学生は、友の会が開催する情報交換会(Web開催)に可能な範囲で参加してください。

10 個人情報の取扱い

記載していただいた個人情報は、給付奨学生の募集、選考、採用、情報交換会等の給付奨学金の支給に必要な業務以外には使用しません。本人の同意がなければ第三者に個人情報を提供することはありません。

別表

No.	指定大学名 (令和8年度)
1	北海道教育大学
2	宮城教育大学
3	山形大学
4	千葉大学
5	上越教育大学
6	福井大学
7	山梨大学
8	三重大学
9	滋賀大学
10	島根大学
11	島根県立大学
12	岡山大学
13	長崎大学
14	熊本大学
15	宮崎大学
16	琉球大学
計	16 大学